

いちよしグロース 1

追加型投信／国内／株式

投資信託説明書(請求目論見書)

2021. 9.22

BNY メロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

※本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

1. この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「いちよしグロース1」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2021年9月21日に関東財務局長に提出しており、2021年9月22日にその届出の効力が発生しております。
2. 本書は金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した請求目論見書です。



BNY MELLON
INVESTMENT MANAGEMENT

有価証券届出書 表紙記載事項

発行者名	BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 遠藤 勝利
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
届出の対象とした募集（売出）	いちよしグロース1
内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称	
届出の対象とした募集（売出）	500億円を上限とします。
内国投資信託受益証券の金額	
縦覧に供する場所	該当事項はありません。

投資信託説明書（請求目論見書）

目 次

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	3
第1 ファンドの状況	3
1 ファンドの性格	3
2 投資方針	7
3 投資リスク	16
4 手数料等及び税金	19
5 運用状況	22
第2 管理及び運営	27
1 申込（販売）手続等	27
2 換金（解約）手続等	27
3 資産管理等の概要	28
4 受益者の権利等	30
第3 ファンドの経理状況	32
1 財務諸表	35
（中間財務諸表）	43
2 ファンドの現況	51
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	51
第三部 委託会社等の情報	52
第1 委託会社等の概況	52
1 委託会社等の概況	52
2 事業の内容及び営業の概況	53
3 委託会社等の経理状況	54
4 利害関係人との取引制限	68
5 その他	68
信託約款	69
用語集（五十音順）	81

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

いちよしグロース1

(以下「当ファンド」ということがあります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権に無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

500億円*を上限とします。

*受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

なお、午後3時を過ぎて取得申込みを受付けたものは、翌営業日の取扱いとなります。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産総額（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。）をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社（下記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）または下記「(8) 申込取扱場所」の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に「G1」として掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

(5) 【申込手数料】

3.3%（税抜 3.0%）を上限として販売会社（下記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）が定める申込手数料率*を、取得申込受付日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは、販売会社または下記「(8) 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

*当該申込手数料は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」ということがあります。）に相当する金額を含みます。

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

※ 取扱コースおよび申込手数料は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

※ 取扱コースおよび申込単位は、販売会社によって異なります。販売会社の取扱コースおよび申込単位については、販売会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2021年9月22日から2021年12月16日まで

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において、申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

(委託会社の照会先)

B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号(代表) 03-6756-4600 (営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ <https://www.bnymellonam.jp/>

なお、販売会社以外の第一種金融商品取引業者等が販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込みにかかる金額を販売会社に支払うものとします。申込期間における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)の再信託受託会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)のファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は、販売会社(上記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。)となります。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

① 申込証拠金

ありません。

② 本邦以外の地域における発行

ありません。

③ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われ受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

「中小型成長株マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。) 受益証券への投資を通じて、主として、わが国の中小型株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

(注) 一般社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

<https://www.toushin.or.jp/>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式
	海外	債 券 不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

*追加型投信：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

*国内：

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

*株式：

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株 式 一 般 大 型 株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド
	年2回	日 本	
債 券 一 般 公 債 社 債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北 米	ファンド・ オブ・ ファンズ
	年6回 (隔月)	欧 州	
不動産投信	年12回 (毎月)	ア ジ ア	ファンド・ オブ・ ファンズ
	日 々	中 南 米	
その他資産 (投資信託証券 (株式、中小型株))	その他 ()	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ
		中 南 米	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ
		中 近 東 (中 東)	
		エマージング	

*その他資産(投資信託証券(株式、中小型株))：

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として中小型株の株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

*年1回：

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

*日本：

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

*ファミリーファンド：

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

③ 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、500億円を上限として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

a. わが国の中小型株を主要投資対象とします。

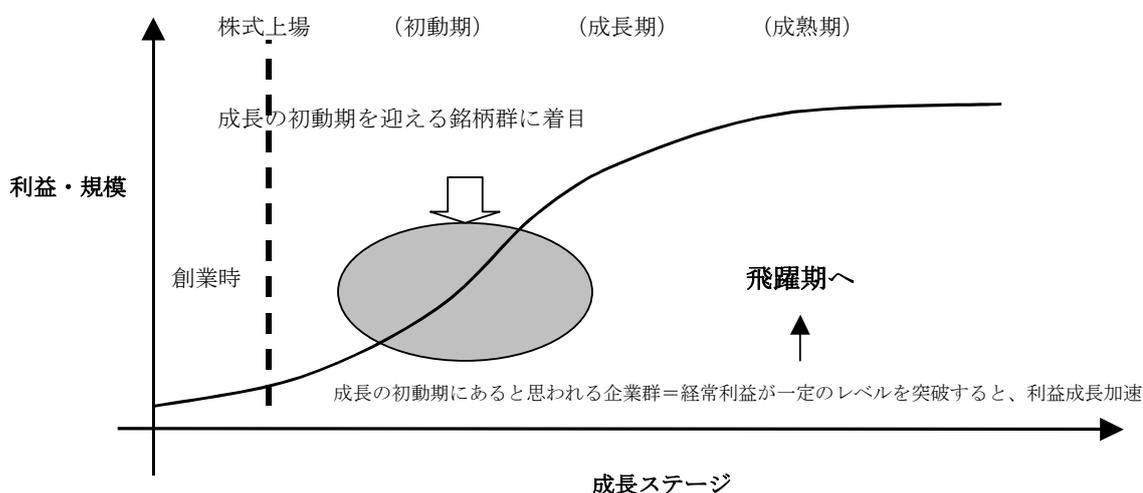
親投資信託であるマザーファンドの受益証券への投資を通じて、わが国の J A S D A Q 市場および新興企業等を対象とした市場（東証マザーズ等）で取引されている株式ならびにわが国の証券取引所に上場している中小型株に投資します。

b. 「ボトムアップ・アプローチ」により、銘柄を厳選します。

「ボトムアップ・アプローチ」とは、個別企業の調査・分析から投資判断を下す運用手法です。この手法により、成長性が高く、かつ株価水準が割安であると判断される銘柄を厳選して投資を行います。

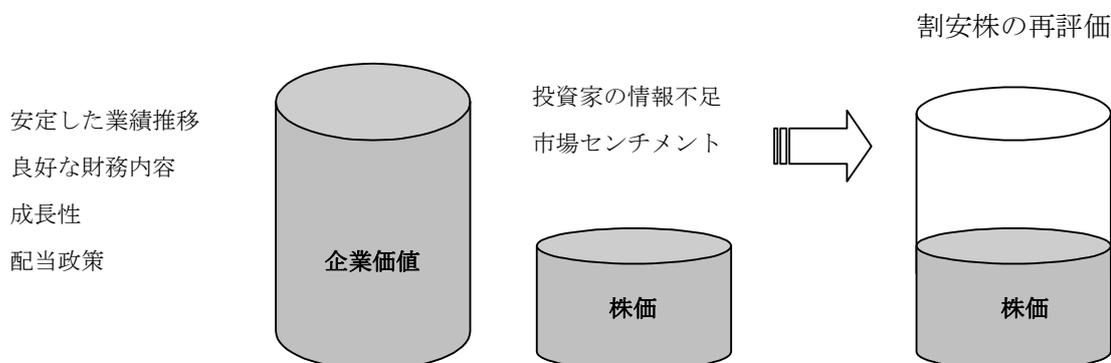
●成長の初動期にあると思われる企業群

上場後まもなく、利益モメンタムが上向きな企業の中から、次のステージ（企業の飛躍期）へ向けて、ビジネスモデル、ビジネスプランが明確であると判断される企業を選別します。



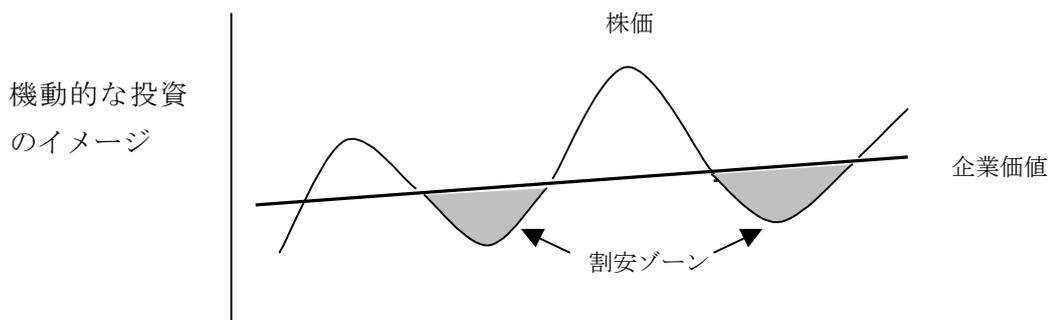
●企業の成長性、業績の安定性に対し、株価が割安に放置されていると思われる企業群

業績動向が安定的に推移し、持続的な成長力を有すると判断される企業の中から、企業価値が十分、市場に評価されていないと判断される企業を選別します。



●企業の成長性に対し、短期的な株価変動により、割安感が高まったと判断される企業群

投資に際しては、中長期保有を前提としますが、投資環境に応じ、短期的な需給悪化要因等で、企業の成長性と比較して大幅に下落していると判断される銘柄、市場の注目が高まると想定されるテーマ性を有した銘柄を対象に機動的な運用を行います。



c. いちよしアセットマネジメント株式会社より、投資助言を受けます。

マザーファンドを通じて、中小型株運用に実績のある「いちよしアセットマネジメント株式会社」より、投資助言を受け、アクティブに運用します。

(2) 【ファンドの沿革】

- 2001年12月26日 信託契約締結、当ファンド設定・運用開始
- 2007年 1月 4日 投資信託振替制度へ移行
- 2010年 9月17日 信託期間延長にかかる信託約款変更の適用

(3) 【ファンドの仕組み】

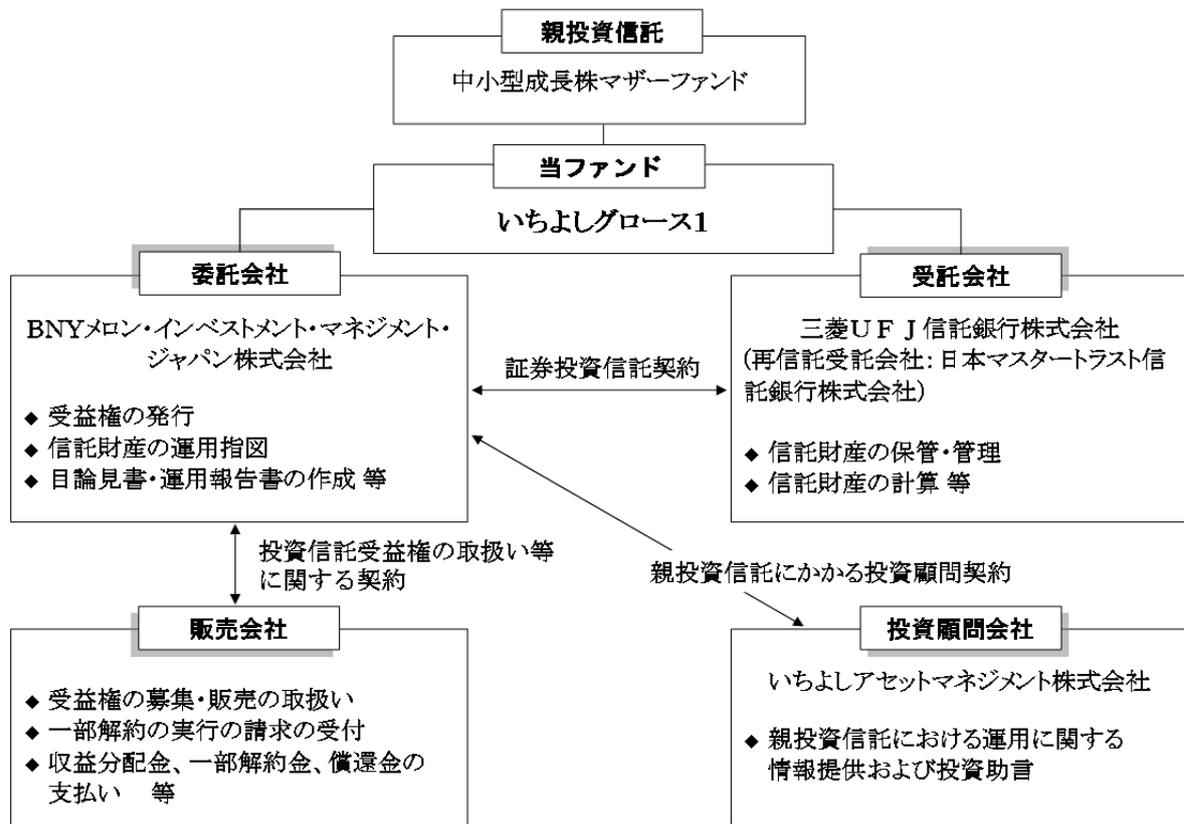
① ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）からの資金をまとめてベビーファンド（いちよしグロス1）とし、その資金をマザーファンド（中小型成長株マザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。



② ファンドの関係法人

当ファンドの関係法人とその名称、関係業務および運営の仕組みは、次のとおりです。



※契約等の概要

証券投資信託契約	ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。
投資信託受益権の取扱い等に関する契約	受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が定められています。
投資顧問契約	委託する業務の内容、報酬、法令遵守等が定められています。

③ 委託会社の概況

a. 名称

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

b. 本店の所在の場所

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館

c. 資本金の額 (2021年8月末現在)

7億9,500万円

d. 委託会社の沿革

1998年11月 6日 ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
 1998年11月30日 投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号
 1999年12月 9日 投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号
 2000年 1月 1日 会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更
 2000年 5月18日 証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号
 2001年10月 1日 会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更
 2007年 9月30日 金融商品取引法の規定に基づく登録
 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第406号
 2007年11月 1日 会社名をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更
 2020年 4月 1日 会社名をBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

e. 大株主の状況（2021年8月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
BNYメロン・インベストメント・マネジメント（APAC）ホールディングス・リミテッド	英国 EC4V 4LA ロンドン、クイーンビクトリアストリート 160、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・センター	15,900株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、わが国の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 運用方法

a. 投資対象

主として「中小型成長株マザーファンド」の受益証券への投資を通してわが国の株式に投資します。

b. 投資態度

- 株式への投資にあたっては、わが国の JASDAQ 市場および新興企業等を対象とした市場（東証マザーズ等）で取引されている株式ならびにわが国の証券取引所に上場している中小型株の中から、「ボトムアップ・アプローチ」により、成長性が高く、かつ株価水準が割安であると判断される銘柄を厳選して投資を行うことを基本とします。
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。
- 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。

<参考情報> マザーファンドの投資方針

① 基本方針

この投資信託は、わが国の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 運用方法

a. 投資対象

わが国の証券取引所に上場およびそれに準ずる市場で取引されている中小型株式を主な投資対象とします。

b. 投資態度

- 株式への投資にあたっては、わが国の JASDAQ 市場および新興企業等を対象とした市場（東証マザーズ等）で取引されている株式ならびにわが国の証券取引所に上場している中小型株の中から、「ボトムアップ・アプローチ」により、成長性が高く、かつ株価水準が割安であると判断される銘柄を厳選して投資を行うことを基本とします。
- 「いちよしアセットマネジメント株式会社」と投資顧問契約を締結し、同社の運用助言を受けます。
- 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める

ものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託であるマザーファンドの受益証券ならびに次の本邦通貨表示の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、マザーファンドを除く私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの
- ④ 金融商品による例外的な運用指図
 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考情報>マザーファンドの投資対象

① 投資対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、マザーファンドの信託約款に定めるものに限り。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の本邦通貨表示の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り。）
 17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

④ 金融商品による例外的な運用指図

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

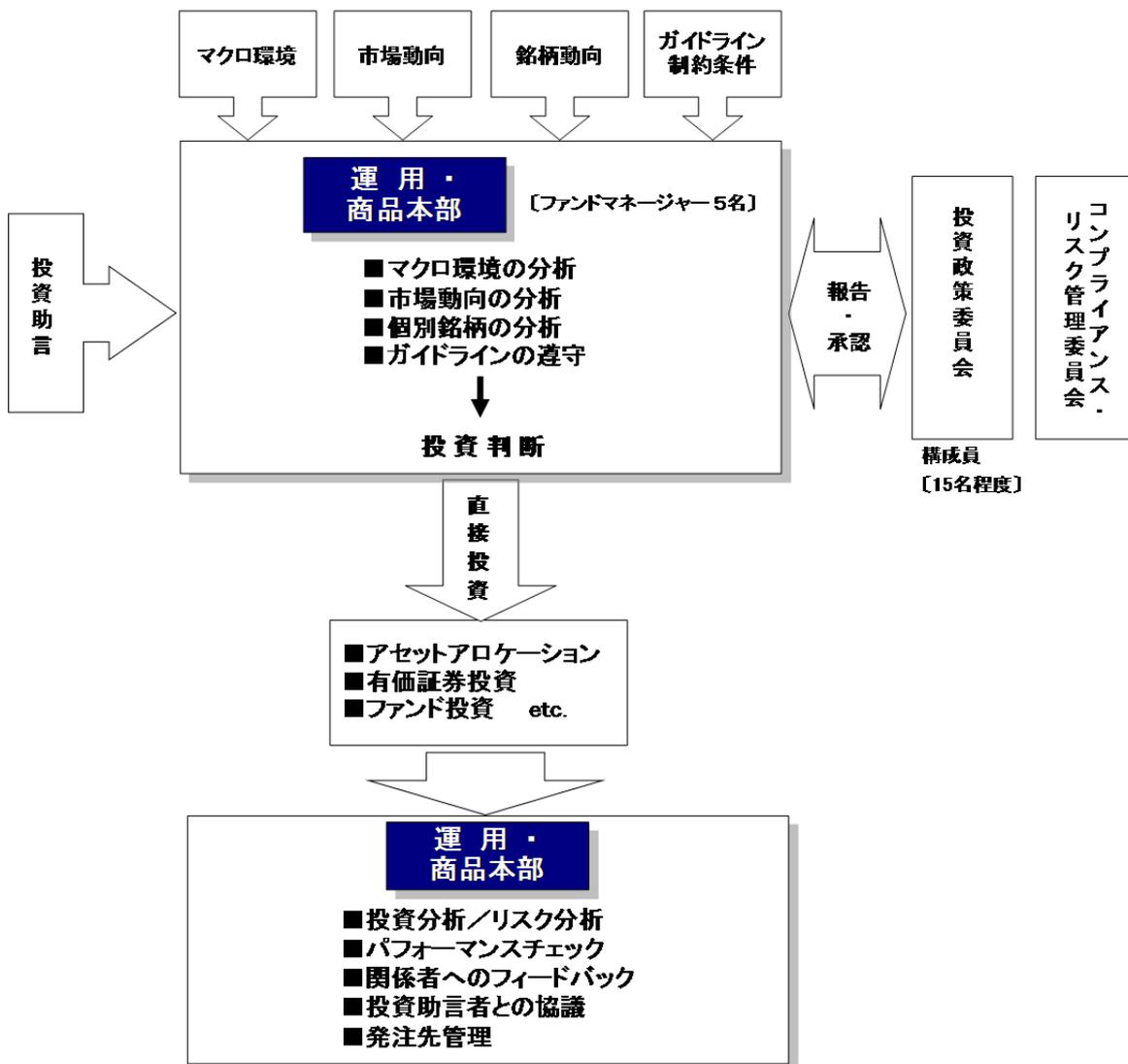
(3) 【運用体制】

当ファンドに関する委託会社の運用体制

委託会社は、「中小型成長株マザーファンド」について、「いちよしアセットマネジメント株式会社」と投資顧問契約を締結し、同社からマザーファンドの運用に関する情報提供および投資助言を受けます。

- ・ 原則として毎月開催される投資政策委員会において、ファンドの運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象および投資制限に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
- ・ 同委員会では、併せて運用にかかる法令および運用ガイドライン等の遵守・違反発生状況、改善後の状況等がコンプライアンス・オフィサーより報告され、必要に応じて関係部署に対し改善指示を行います。

（下記「3 投資リスク」の「(2) リスク管理体制」と併せてご参照ください。）



- a. 運用・商品本部では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行います。
- b. 投資信託に対する投資を行う場合は、ポートフォリオ全体から見た投資の適切性および投資信託の相対的な優位性等を検討した上で、これを実施します。
- c. 運用モニタリングにおいて、運用ガイドラインの遵守状況、また、これに定められた制約条件に沿った運用が確行されていることを確認します。
- d. 外部からの投資助言内容を精査し、実際にこれに沿った投資を行うか否かの判断は、あくまで運用・商品本部が独自に決定します。
- e. 運用計画、発注先の評価、その他運用に関し協議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、報告事項として投資政策委員会で報告されます。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、コンプライアンス・リスク管理委員会に付議され、あるいは報告されます。
- f. 運用・商品本部では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価、投資助言者との協議および発注状況の管理等を実施します。
- g. 投資助言者または必要に応じてファンドの運用者に対するデューディリジェンスを定期的実施します。

《社内規程》

以下の規程等に基づき運営しております。

- ・「投資政策委員会」運営規程
- ・コンプライアンス・リスク管理委員会規程
- ・ファンド・マネージャー服務規程
- ・投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使に関する規程

《受託銀行に関する管理体制について》

信託財産の管理業務の遂行能力として、受託銀行の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証し、定期的な資産残高照合等を通じて業務が適切に遂行されているかの確認を行います。また、内部統制報告書を定期的に入手し、報告を受けています。

(注) 上記の運用体制は2021年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【配分方針】

① 収益配分方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の配分を行います。

- a. 配分対象額の範囲
経費控除後の利子・配当収入（繰越分を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b. 配分対象額についての配分方針
配分金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、配分対象額が少額の場合には、配分を行わないことがあります。
- c. 留保益の運用方針について
収益配分にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います

② 収益の処理方法

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

※当ファンドの収益配分金は、決算日において振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益配分金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益配分金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録

されている受益権については原則として取得申込者とします。)に原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。

※「自動継続投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税金を差引いた後、決算日の翌営業日に、無手数料で自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

(5)【投資制限】

- ① 当ファンドの信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
 - a. マザーファンドの受益証券の投資割合には制限を設けません。
 - b. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含みます。）の組入れ比率は、原則として信託財産総額の70%以上とします。
 - c. マザーファンドの受益証券を除く投資信託証券（上場投資信託証券を除く。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - d. 外貨建資産への投資は行いません。
 - e. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ② 信託約款上のその他の投資制限
 - a. 信用取引の指図範囲
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、
 2. 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をします。
 - b. 先物取引等の運用指図・範囲
 1. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。)
 2. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 - c. スワップ取引の運用指図・目的・範囲
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価します。
 4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - d. 金利先渡取引の運用指図・目的・範囲
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価する

ものとしします。

4. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

※「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

e. デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- i 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとしします。

- ii 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとしします。

2. 上記1. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。

3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとしします。

g. 公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとしします。

2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

h. 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとしします。

2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。

4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。

i. 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内とします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中より支払います。
 - j. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図
委託会社は、信託財産に属するマザーファンドにかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
 - k. 再投資の指図
委託会社は、上記 j. の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
 1. 受託会社による資金の立替え
 1. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
 2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。
- ③ その他法令上の投資制限
- a. 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。（金融商品取引業等に関する内閣府令）
 - b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。（投資信託及び投資法人に関する法律）

<参考情報>マザーファンドの投資制限

- ① マザーファンドの信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
 - a. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の組入れ比率は原則として信託財産総額の70%以上とします。
 - b. 投資信託証券（上場投資信託証券を除く。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - c. 外貨建資産への投資は行いません。
 - d. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ② 信託約款上のその他の投資制限
 - a. 信用取引の指図範囲
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
 - b. 先物取引等の運用指図・範囲
 1. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げ

るものをいいます。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

2. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

c. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

d. 金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託者は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - i 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ii 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。
- i. 有価証券売却等の指図
委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- j. 再投資の指図
委託会社は、上記 i. の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- k. 受託会社による資金の立替え
 1. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
 2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクおよび留意点

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動きにより、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。また、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

※以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。また、基準価額の変動要因は下記に限定されるものではありません。

① 価格変動リスク

株式の価格動向は、個々の企業の活動や、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、株式の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

② 株式の発行企業の信用リスク

当ファンドは、株式への投資を行うため、株式発行企業の信用リスクを伴います。株式発行企業の経営・財務状況の悪化等に伴う株価の下落により、当ファンドの基準価額が下落し元本欠損が生じるおそれがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金がほとんど回収できなくなることがあります。

③ 流動性リスク

流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。

④ その他の留意点

<当ファンドの資産規模にかかる留意点>

当ファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

<収益分配方針にかかわる留意点>

- ・計算期末に基準価額水準に応じて、信託約款（運用の基本方針）に定める収益分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配が行われなこともあります。
- ・収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ・収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場

合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

<受託会社の信用力にかかる留意点>

受託会社の格付け低下、その他の事由によりその信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削除される可能性があり、為替ヘッジその他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、その場合には為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項にしたがい、すでに締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

<クーリング・オフについて>

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<法令・税制・会計制度等の変更の可能性>

法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。

<ファミリーファンド方式にかかる留意点>

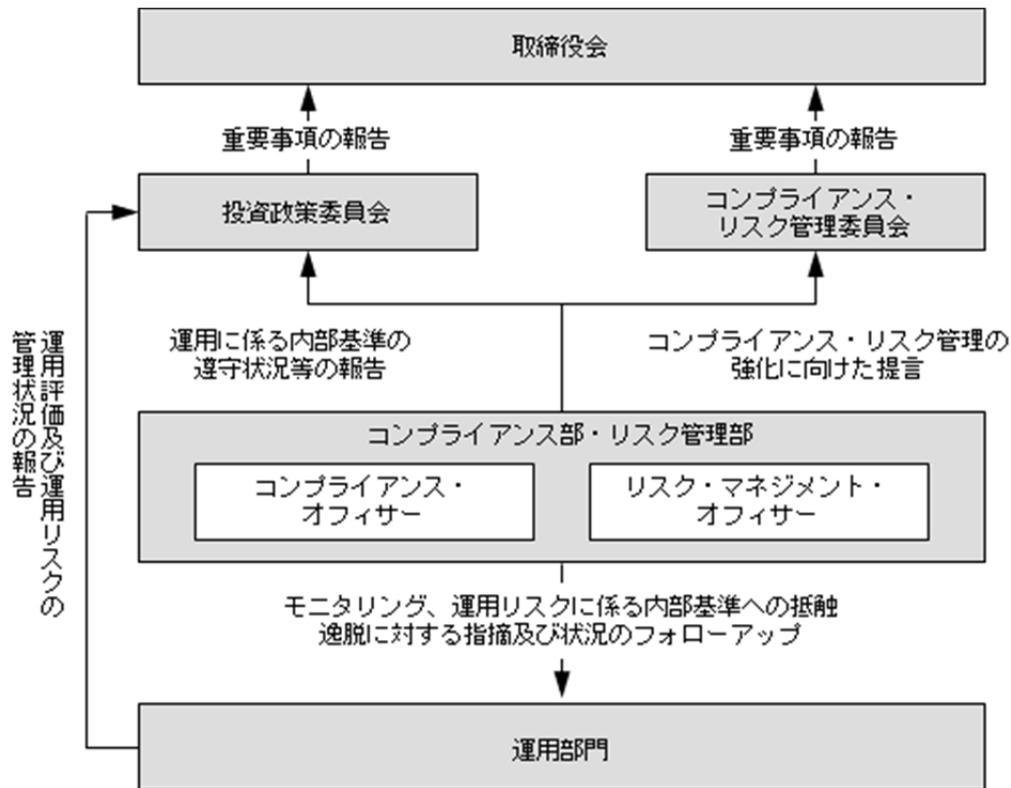
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門における日々のモニタリングに加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っています。

投資政策委員会 (原則毎月1回開催)	ファンドの運用計画案の審議、運用実績の評価、運用に関する法令および内部規則の遵守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行っています。
コンプライアンス・リスク管理委員会 (原則毎月1回開催)	コンプライアンスおよびリスク管理に関わる事項等の審議・決定を行い、委託会社の法令遵守・リスク管理として必要な内部管理態勢を確保します。
コンプライアンス・オフィサー	コンプライアンスの観点から、各部署の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
リスク・マネジメント・オフィサー	運用リスクを含む、各種リスク要因の認識、評価、統制、残存リスクの把握を行い、リスクの軽減・管理に努めます。

※運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



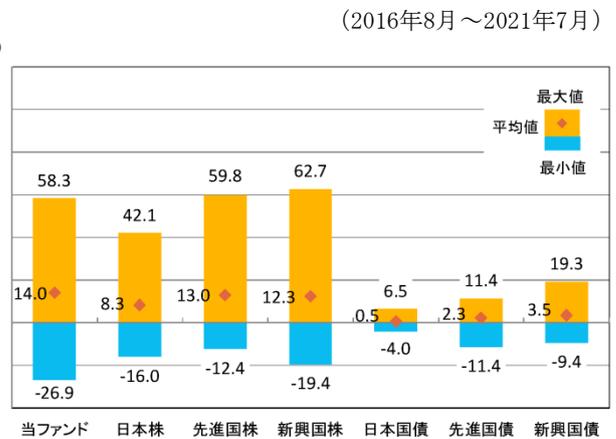
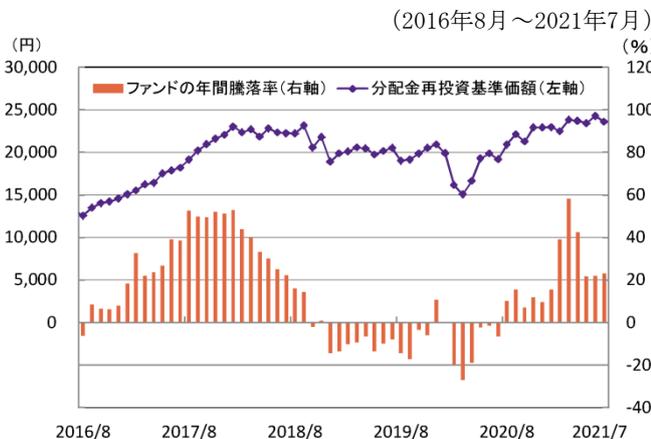
(注) 上記の管理体制は2021年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(3) 参考情報

① 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

② 当ファンドと代表的な資産クラス*との騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



① (左図) について

- * 年間騰落率は、2016年8月～2021年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を示しています。
- * 年間騰落率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したもものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。また、分配金再投資基準価額は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したもものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

② (右図) について

- * グラフは、2016年8月～2021年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- 当ファンドについては、税引き前収益分配金を分配時に再投資したもものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ 各資産クラスの指数

- 日本株 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
東京証券取引所市場第一部に上場する全ての日本企業 (内国普通株式全銘柄) を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。
- 先進国株 MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

	MSCI Inc.が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース） MSCI Inc.が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。
日本国債	NOMURA-BPI国債 野村証券株式会社が算出・公表している、日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース） FTSE Fixed Income LLCが算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース） J.P.Morgan Securities LLCが算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指数です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。
 MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
 NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。
 FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記各指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。
 株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

3.3%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率*を、取得申込受付日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

《当該手数料を対価とする役務の内容》

販売会社による商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

*当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
 電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）
 ホームページ <https://www.bnymellonam.jp/>

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

※ 取扱コースおよび申込手数料は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.87%（税抜 1.7%）を乗じ

て得た額とし、信託財産の費用として計上されます。

- ② 信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。
信託報酬の配分は、以下のとおりです。

信託報酬合計	年率1.87% (税抜1.7%)	当該信託報酬を対価とする 役務の内容
(委託会社)	年率0.90% (税抜)	信託財産の運用指図（投資顧問会社によるマザーファンドの運用に関する投資助言を含む）、法定開示書類の作成、基準価額の算出等
(販売会社)	年率0.70% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
(受託会社)	年率0.10% (税抜)	信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

- ③ 委託会社の受取る報酬には、マザーファンドにおける投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。当該投資顧問報酬の額は、信託財産に属するとみなされるマザーファンドの純資産総額に年率0.44%（税抜0.4%）を乗じて得た額とします。

(4) 【その他の手数料等】

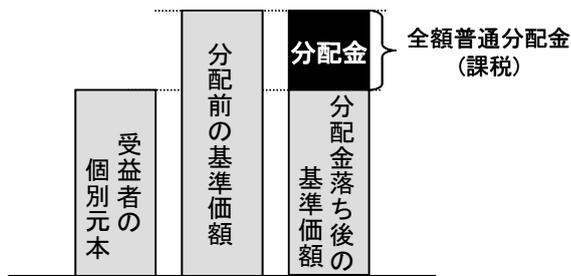
- ① 信託財産の財務諸表の監査費用は受益者の負担とし、信託財産の純資産総額に対し年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて得た金額（ただし、上記の額が年間66万円（税抜60万円）未満の場合は年間66万円（税抜60万円）を下限とし、年間198万円（税抜180万円）を超える場合は年間198万円（税抜180万円）を上限とします。）とし、計算期間を通じて毎日計上し、上記（3）の信託報酬支払いのとき、あわせて信託財産中から支払われます。
- ② 信託財産の管理・運営に要する費用（目論見書の作成・印刷・交付費用および公告費用等）については、信託財産の純資産総額に年率0.055%（税抜0.05%）を乗じて得た金額を上限とし、計算期間を通じて毎日計上し、上記（3）の信託報酬支払いのとき、あわせて信託財産中から支払われます。
- ③ 信託財産に関する租税および信託事務等に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ④ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびファンドの借入金利息を受益者にご負担いただきます。
- ⑤ マザーファンドを通じて間接的にご負担いただく費用
マザーファンドにおいて、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用等がかかります。
- ◆その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

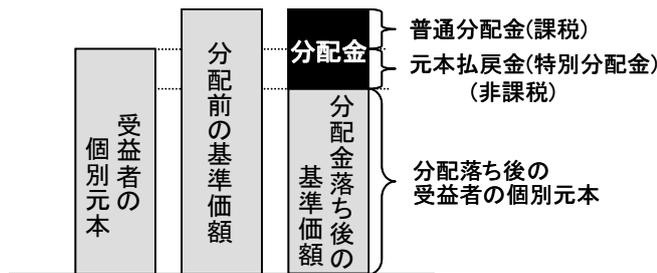
※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

- ① 個別元本について
- 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。
 - 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
- ② 収益分配金の課税について
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
受益者が収益分配金を受取る際、
- 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。



③ 個人、法人別の課税の取扱いについて

- ◆ 所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除の適用が可能です。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額または償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（特定公社債（国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債等、一定の公社債をいいます。）および公募公社債投資信託）の利子所得および譲渡益（全て申告分離課税を選択したものに限り）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等および特定公社債等の譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡損益との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

- 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額は、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

(注)「課税上の取扱い」の内容は2021年8月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2021年7月30日現在です。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	826,956,642	100.21
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		△1,752,446	△0.21
合計 (純資産総額)		825,204,196	100.00

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

(参考) 中小型成長株マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	766,278,300	92.66
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		60,678,827	7.34
合計 (純資産総額)		826,957,127	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	中小型成長株マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	236,665,515	3.2935	779,473,362	3.4942	826,956,642	100.21

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。以下同じ。

種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.21
合計	100.21

(参考) 中小型成長株マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	株式	テクノホライゾン	電気機器	12,600	766.00	9,651,600	1,814.00	22,856,400	2.76
2	日本	株式	日本電子	電気機器	2,800	4,595.00	12,866,000	7,090.00	19,852,000	2.40
3	日本	株式	内外テック	卸売業	6,000	2,520.00	15,120,000	3,285.00	19,710,000	2.38
4	日本	株式	田岡化学工業	化学	1,500	13,540.00	20,310,000	12,440.00	18,660,000	2.26
5	日本	株式	昭和電線ホールディングス	非鉄金属	10,100	1,726.00	17,432,600	1,784.00	18,018,400	2.18
6	日本	株式	ラクス	情報・通信業	5,700	2,088.15	11,902,455	3,080.00	17,556,000	2.12
7	日本	株式	マネジメントソリューションズ	サービス業	6,500	1,889.34	12,280,724	2,565.00	16,672,500	2.02
8	日本	株式	アウトソーシング	サービス業	8,000	1,317.91	10,543,282	2,081.00	16,648,000	2.01
9	日本	株式	アドテック プラズマ テクノロジー	電気機器	9,000	1,202.00	10,818,000	1,765.00	15,885,000	1.92
10	日本	株式	神戸物産	卸売業	4,300	3,047.41	13,103,894	3,685.00	15,845,500	1.92
11	日本	株式	日本酸素ホールディングス	化学	6,300	2,149.84	13,544,000	2,415.00	15,214,500	1.84
12	日本	株式	シルバーライフ	小売業	8,000	2,242.00	17,936,000	1,878.00	15,024,000	1.82
13	日本	株式	日進工具	機械	10,000	1,335.50	13,355,000	1,488.00	14,880,000	1.80
14	日本	株式	アークランドサービスホールディングス	小売業	6,500	2,200.00	14,300,000	2,260.00	14,690,000	1.78
15	日本	株式	ライト工業	建設業	7,500	1,788.29	13,412,233	1,956.00	14,670,000	1.77
16	日本	株式	NexTone	サービス業	3,700	2,226.66	8,238,642	3,910.00	14,467,000	1.75
17	日本	株式	ライトアップ	サービス業	5,200	1,745.00	9,074,000	2,750.00	14,300,000	1.73
18	日本	株式	JMDC	情報・通信業	2,500	5,120.00	12,800,000	5,600.00	14,000,000	1.69
19	日本	株式	スターツコーポレーション	不動産業	4,800	2,800.17	13,440,843	2,860.00	13,728,000	1.66
20	日本	株式	フリュー	機械	9,700	1,396.21	13,543,275	1,411.00	13,686,700	1.66
21	日本	株式	タツモ	機械	7,500	1,428.00	10,710,000	1,821.00	13,657,500	1.65

22	日本	株式	ラクーンホールディングス	情報・通信業	5,800	1,801.00	10,445,800	2,347.00	13,612,600	1.65
23	日本	株式	santec	電気機器	9,200	1,887.00	17,360,400	1,475.00	13,570,000	1.64
24	日本	株式	第一工業製薬	化学	4,000	4,400.00	17,600,000	3,365.00	13,460,000	1.63
25	日本	株式	アズワン	卸売業	900	15,402.47	13,862,231	14,840.00	13,356,000	1.62
26	日本	株式	ヨコオ	電気機器	5,000	2,359.89	11,799,461	2,660.00	13,300,000	1.61
27	日本	株式	フルヤ金属	その他製品	2,000	5,910.00	11,820,000	6,650.00	13,300,000	1.61
28	日本	株式	アサヒホールディングス	非鉄金属	6,100	2,316.07	14,128,086	2,163.00	13,194,300	1.60
29	日本	株式	富士急行	陸運業	2,600	5,072.05	13,187,345	5,060.00	13,156,000	1.59
30	日本	株式	アイティメディア	サービス業	6,400	2,166.62	13,866,430	2,044.00	13,081,600	1.58

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。以下同じ。

種類別および業種別投資比率

種類	国/地域	業種	投資比率 (%)
株式	国内	サービス業	19.80
		電気機器	15.45
		情報・通信業	13.10
		化学	8.02
		機械	7.90
		卸売業	5.91
		小売業	5.44
		非鉄金属	3.77
		建設業	3.28
		不動産業	1.66
		その他製品	1.61
		陸運業	1.59
		パルプ・紙	1.53
		その他金融業	1.47
		食料品	1.13
精密機器	0.99		
合計			92.66

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考) 中小型成長株マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) 中小型成長株マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2021年7月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産額の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期末	(2002年12月20日)	716,678,959	716,678,959	0.6542	0.6542
第2期末	(2003年12月22日)	765,386,962	765,386,962	0.9605	0.9605
第3期末	(2004年12月20日)	448,232,904	451,720,263	1.1568	1.1658
第4期末	(2005年12月20日)	918,268,990	923,303,352	1.8240	1.8340
第5期末	(2006年12月20日)	3,910,383,471	3,932,941,604	1.7335	1.7435
第6期末	(2007年12月20日)	1,775,280,886	1,789,030,985	1.2911	1.3011
第7期末	(2008年12月22日)	2,360,431,754	2,360,431,754	0.6128	0.6128
第8期末	(2009年12月21日)	1,116,817,637	1,116,817,637	0.6586	0.6586
第9期末	(2010年12月20日)	2,468,212,244	2,468,212,244	0.6828	0.6828
第10期末	(2011年12月20日)	2,777,108,444	2,777,108,444	0.6514	0.6514
第11期末	(2012年12月20日)	1,403,638,254	1,403,638,254	0.6858	0.6858

第12期末	(2013年12月20日)	1,325,812,530	1,325,812,530	1.1266	1.1266
第13期末	(2014年12月22日)	1,183,022,950	1,183,022,950	1.2241	1.2241
第14期末	(2015年12月21日)	1,052,499,634	1,052,499,634	1.2918	1.2918
第15期末	(2016年12月20日)	947,260,406	947,260,406	1.3973	1.3973
第16期末	(2017年12月20日)	1,314,718,051	1,314,718,051	2.1036	2.1036
第17期末	(2018年12月20日)	1,373,253,919	1,373,253,919	1.8629	1.8629
第18期末	(2019年12月20日)	1,144,671,158	1,144,671,158	2.0059	2.0059
第19期末	(2020年12月21日)	885,229,089	885,229,089	2.1929	2.1929
第20期中間期末	(2021年 6月21日)	846,018,575	—	2.2751	—
2020年 7月末日		905,220,341	—	1.8699	—
8月末日		921,190,873	—	2.0378	—
9月末日		963,975,429	—	2.1549	—
10月末日		890,103,465	—	2.0714	—
11月末日		921,637,528	—	2.2322	—
12月末日		901,224,923	—	2.2335	—
2021年 1月末日		881,293,531	—	2.2356	—
2月末日		841,918,561	—	2.1888	—
3月末日		891,492,793	—	2.3203	—
4月末日		881,929,356	—	2.3086	—
5月末日		848,097,543	—	2.2807	—
6月末日		879,038,448	—	2.3639	—
7月末日		825,204,196	—	2.2996	—

(注) 月末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期 (2001年12月26日～2002年12月20日)	0
第2期 (2002年12月21日～2003年12月22日)	0
第3期 (2003年12月23日～2004年12月20日)	0.0090
第4期 (2004年12月21日～2005年12月20日)	0.0100
第5期 (2005年12月21日～2006年12月20日)	0.0100
第6期 (2006年12月21日～2007年12月20日)	0.0100
第7期 (2007年12月21日～2008年12月22日)	0
第8期 (2008年12月23日～2009年12月21日)	0
第9期 (2009年12月22日～2010年12月20日)	0
第10期 (2010年12月21日～2011年12月20日)	0
第11期 (2011年12月21日～2012年12月20日)	0
第12期 (2012年12月21日～2013年12月20日)	0
第13期 (2013年12月21日～2014年12月22日)	0
第14期 (2014年12月23日～2015年12月21日)	0
第15期 (2015年12月22日～2016年12月20日)	0
第16期 (2016年12月21日～2017年12月20日)	0
第17期 (2017年12月21日～2018年12月20日)	0
第18期 (2018年12月21日～2019年12月20日)	0
第19期 (2019年12月21日～2020年12月21日)	0
第20期中間 (2020年12月22日～2021年 6月21日)	該当事項なし

③【収益率の推移】

計算期間	収益率 (%)
第1期 (2001年12月26日～2002年12月20日)	△34.6
第2期 (2002年12月21日～2003年12月22日)	46.8
第3期 (2003年12月23日～2004年12月20日)	21.4
第4期 (2004年12月21日～2005年12月20日)	58.5
第5期 (2005年12月21日～2006年12月20日)	△4.4
第6期 (2006年12月21日～2007年12月20日)	△24.9
第7期 (2007年12月21日～2008年12月22日)	△52.5

第8期 (2008年12月23日～2009年12月21日)	7.5
第9期 (2009年12月22日～2010年12月20日)	3.7
第10期 (2010年12月21日～2011年12月20日)	△4.6
第11期 (2011年12月21日～2012年12月20日)	5.3
第12期 (2012年12月21日～2013年12月20日)	64.3
第13期 (2013年12月21日～2014年12月22日)	8.7
第14期 (2014年12月23日～2015年12月21日)	5.5
第15期 (2015年12月22日～2016年12月20日)	8.2
第16期 (2016年12月21日～2017年12月20日)	50.5
第17期 (2017年12月21日～2018年12月20日)	△11.4
第18期 (2018年12月21日～2019年12月20日)	7.7
第19期 (2019年12月21日～2020年12月21日)	9.3
第20期中間 (2020年12月22日～2021年 6月21日)	3.7

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。なお、第1期については、前期末基準価額を1万口当たり10,000円として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

(単位：口)

計算期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1期 (2001年12月26日～2002年12月20日)	3,481,367,957	2,385,870,000	1,095,497,957
第2期 (2002年12月21日～2003年12月22日)	675,172,738	973,842,812	796,827,883
第3期 (2003年12月23日～2004年12月20日)	519,367,095	928,710,551	387,484,427
第4期 (2004年12月21日～2005年12月20日)	387,985,782	272,033,942	503,436,267
第5期 (2005年12月21日～2006年12月20日)	2,154,466,370	402,089,316	2,255,813,321
第6期 (2006年12月21日～2007年12月20日)	55,541,939	936,345,299	1,375,009,961
第7期 (2007年12月21日～2008年12月22日)	3,842,433,379	1,365,400,693	3,852,042,647
第8期 (2008年12月23日～2009年12月21日)	23,269,177	2,179,595,264	1,695,716,560
第9期 (2009年12月22日～2010年12月20日)	3,240,060,128	1,320,956,531	3,614,820,157
第10期 (2010年12月21日～2011年12月20日)	2,653,000,354	2,004,533,111	4,263,287,400
第11期 (2011年12月21日～2012年12月20日)	12,567,573	2,229,255,089	2,046,599,884
第12期 (2012年12月21日～2013年12月20日)	6,407,095	876,215,505	1,176,791,474
第13期 (2013年12月21日～2014年12月22日)	510,817	210,821,322	966,480,969
第14期 (2014年12月23日～2015年12月21日)	1,677,981	153,409,147	814,749,803
第15期 (2015年12月22日～2016年12月20日)	539,492	137,353,261	677,936,034
第16期 (2016年12月21日～2017年12月20日)	57,023,981	109,980,278	624,979,737
第17期 (2017年12月21日～2018年12月20日)	320,658,649	208,468,992	737,169,394
第18期 (2018年12月21日～2019年12月20日)	20,227,366	186,732,731	570,664,029
第19期 (2019年12月21日～2020年12月21日)	2,827,443	169,809,694	403,681,778
第20期中間 (2020年12月22日～2021年 6月21日)	32,945	31,852,231	371,862,492

(注1) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。

3 運用実績

(2021年7月30日現在)

基準価額・純資産総額の推移



2021年7月30日現在	
基準価額	22,996円
純資産総額	8.2億円

分配の推移 (1万口当たり、税引き前)

2016年12月	0円
2017年12月	0円
2018年12月	0円
2019年12月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	390円

(注1) 基準価額、基準価額(分配金込み)は、1万口当たり運用管理費用(信託報酬)控除後です。
 (注2) 基準価額(分配金込み)は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
 (注3) 当ファンドは、設定時から10年以上経過しましたので、直近10年間を記載しています。
 (設定日: 2001年12月26日)

主な資産の状況

	銘柄名	国/地域	種類	投資比率 (%)
1	中小型成長株マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	100.21

中小型成長株マザーファンド

組入上位10銘柄

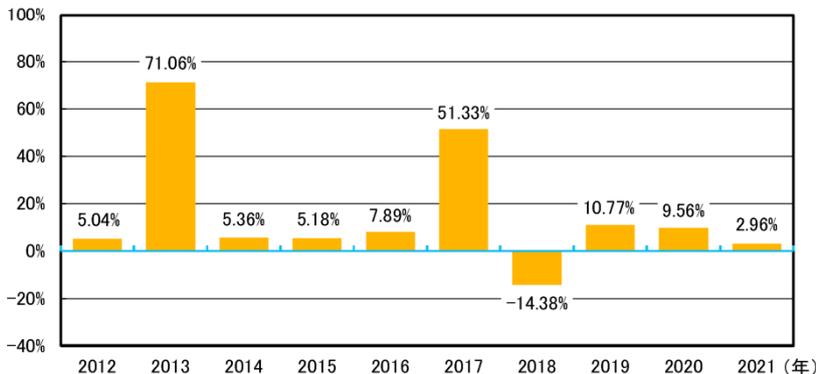
	銘柄名	国/地域	種類	業種	投資比率 (%)
1	テクノホライゾン	日本	株式	電気機器	2.76
2	日本電子	日本	株式	電気機器	2.40
3	内外テック	日本	株式	卸売業	2.38
4	田岡化学工業	日本	株式	化学	2.26
5	昭和電線ホールディングス	日本	株式	非鉄金属	2.18
6	ラクス	日本	株式	情報・通信業	2.12
7	マネジメントソリューションズ	日本	株式	サービス業	2.02
8	アウトソーシング	日本	株式	サービス業	2.01
9	アドテック プラズマテクノロジー	日本	株式	電気機器	1.92
10	神戸物産	日本	株式	卸売業	1.92

種類別および業種別組入比率

種類	業種	投資比率 (%)
株式	サービス業	19.80
	電気機器	15.45
	情報・通信業	13.10
	化学	8.02
	機械	7.90
	卸売業	5.91
	小売業	5.44
	その他	17.04
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		7.34
合計		100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



(注) ファンドの収益率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しています。2021年は7月末までの収益率です。

- 運用実績等について、別途月次等で開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページで閲覧することができます。
- 運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 取扱時間

申込みの受付は原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

(2) 受益権の申込み

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

一般コースの場合、申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額をお支払いいただきます。

自動継続投資コースの場合、申込代金をご指定いただき、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を申込代金の中から差引かせていただきます。

ご購入代金のお支払いに関しては、販売会社までお問い合わせください。

※取扱コースおよび申込単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページ <https://www.bnymellonam.jp/>

※当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(3) 取得申込みの中止

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みを延期または中止すること、ならびにすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金（解約）の受け

① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。その場合、振替受益権をもって行うものとします。

② 委託会社は、上記①の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。一部解約の実行の請求の受けは、原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

③ 上記②の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。

※販売会社の換金単位については、販売会社までお問い合わせください。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が換金の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有

されている場合は、換金の申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

- (2) 解約の手取額
解約価額は、請求受付日の基準価額です。
受益者の手取額は、一部解約の価額（解約価額）から、解約にかかる税金を差引いた金額となります。解約代金は、解約の請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社の本・支店および営業所等で支払われます。
- (3) 買取り
買取りの有無ならびに手続きの詳細については、販売会社までお問い合わせください。
- (4) 解約受け等の中止
証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の解約の受けを中止することができます。その場合には、受益者は当該受け中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受けの中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
また、販売会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社と販売会社との協議に基づいて受益権の買取りを中止することができます。その場合には、受益者は当該買取り中止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者が、その買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取り価額は、当該買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとして、上記に準じた扱いになります。
- (5) 償還時の受取り額
償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額です。受益者の受取金額は、償還価額から、償還にかかる税金を差引いた金額です。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日目までとします。）から販売会社の本・支店および営業所等で受益者に支払います。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算定

当ファンドの基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

<参考>主要投資対象の評価方法

マザーファンド 受益証券	基準価額で評価しております。
-----------------	----------------

② 基準価額の算出と公表

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に「G1」として掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページ <https://www.bnymellonam.jp/>

(2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、2001年12月26日から2021年12月20日までとします。ただし、下記「(5) その他 ① ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」もしくは下記「(5) その他 ① ファンドの解約または償還条件等」に定める信託期間の終了日です。

(5) 【その他】

① ファンドの解約または償還条件等

a. 信託契約の解約

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
2. 委託会社は、上記1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 上記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b. 監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記「② 信託約款の変更等 e.」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき

② 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託約款を変更します。この際、下記 b. から f. の規定にしたがいます。
- b. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記 b. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. 上記 c. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記 d. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 b. の信託約款の変更をしません。
- f. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合は、委託会社は上記 b. から f. の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

③ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

④ その他の契約の変更

a. 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約書」は、当事者の別段の意思表示のない限り定期的に自動更新され、また当事者の合意により変更することができます。

b. 投資顧問契約

投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

⑥ 信託業務の委託等

- a. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託会社の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- b. 受託会社は、上記 a. に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記 a. に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- c. 上記 a. および b. にかかわらず、受託会社は、下記1. から4. までに掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託会社のみ指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

⑦ 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を継承させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧ 運用報告書の作成および交付

- a. 委託会社は、毎決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- b. 交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定めるものをいいます。）は、販売会社を通じて受益者に交付します。
- c. 運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書をいいます。）は、委託会社のホームページに掲載します。
委託会社のホームページ <https://www.bnymellonam.jp/>
- d. 上記 c. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日））から起算して5営業日目までとします。）から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

※償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前

において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。

(3) 換金（信託の一部解約の実行）請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行により、委託会社に換金を請求することができます。

(4) 信託契約の解約または信託約款の変更に対する反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、この場合の受益権の買取価額は、公正な価格（当該受益権の解約価額に準じて計算された価額）とします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（2019年12月21日から2020年12月21日まで）の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年2月17日

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているいちよしグロス1の2019年12月21日から2020年12月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよしグロス1の2020年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる

場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

いちよしグロス1

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 (2019年12月20日現在)	第19期 (2020年12月21日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	36,933	196,636
親投資信託受益証券	1,143,311,267	884,161,574
未収入金	17,424,435	11,335,797
流動資産合計	1,160,772,635	895,694,007
資産合計	1,160,772,635	895,694,007
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,586,830	1,099,450
未払受託者報酬	643,552	516,452
未払委託者報酬	10,296,667	8,263,203
その他未払費用	574,428	585,813
流動負債合計	16,101,477	10,464,918
負債合計	16,101,477	10,464,918
純資産の部		
元本等		
元本	570,664,029	403,681,778
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	574,007,129	481,547,311
(分配準備積立金)	445,985,479	339,817,849
元本等合計	1,144,671,158	885,229,089
純資産合計	1,144,671,158	885,229,089
負債純資産合計	1,160,772,635	895,694,007

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 (自 2018年12月21日 至 2019年12月20日)	第19期 (自 2019年12月21日 至 2020年12月21日)
営業収益		
有価証券売買等損益	120,962,305	96,488,580
営業収益合計	120,962,305	96,488,580
営業費用		
受託者報酬	1,377,578	1,024,304
委託者報酬	22,041,029	16,388,716
その他費用	1,142,689	1,170,014
営業費用合計	24,561,296	18,583,034
営業利益又は営業損失(△)	96,401,009	77,905,546
経常利益又は経常損失(△)	96,401,009	77,905,546
当期純利益又は当期純損失(△)	96,401,009	77,905,546
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	16,796,707	1,629,522
期首剰余金又は期首欠損金(△)	636,084,525	574,007,129
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,715,186	1,835,782
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,715,186	1,835,782
剰余金減少額又は欠損金増加額	161,396,884	170,571,624
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	161,396,884	170,571,624
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	574,007,129	481,547,311

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、当計算期間末日が休業日のため、2019年12月21日から2020年12月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第18期 (2019年12月20日現在)	第19期 (2020年12月21日現在)
1. 受益権の総数	570,664,029口	403,681,778口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0059円 (20,059円)	2.1929円 (21,929円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 (自 2018年12月21日 至 2019年12月20日)	第19期 (自 2019年12月21日 至 2020年12月21日)
1. 分配金の計算過程 計算期末における費用控除後の配当等収益(6,754,216円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(535,003,796円)及び分配準備積立金(439,231,263円)より、分配可能額は980,989,275円(1万口当たり17,190.29円)ですが、分配を行っておりません。	1. 分配金の計算過程 計算期末における費用控除後の配当等収益(4,860,592円)、費用控除後の有価証券売買等損益(21,151,045円)、信託約款に規定する収益調整金(380,149,951円)及び分配準備積立金(313,806,212円)より、分配可能額は719,967,800円(1万口当たり17,835.00円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3)注記表」及び「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク(価格変動リスク・流動性リスク)に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期 (自 2018年12月21日 至 2019年12月20日)	第19期 (自 2019年12月21日 至 2020年12月21日)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	98,789,988	91,388,151
合計	98,789,988	91,388,151

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第18期 (2019年12月20日現在)	第19期 (2020年12月21日現在)
期首元本額	737,169,394円	570,664,029円
期中追加設定元本額	20,227,366円	2,827,443円
期中一部解約元本額	186,732,731円	169,809,694円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表 (2020年12月21日現在)

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	中小型成長株 マザーファンド	268,472,831	884,161,574	
合計		268,472,831	884,161,574	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

中小型成長株マザーファンド

当ファンドは、「中小型成長株マザーファンド」 受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、2020年12月21日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

	(2019年12月20日現在)	(2020年12月21日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	88,414,582	82,551,782
株式	1,080,413,800	812,757,100
未収配当金	1,046,000	203,600
流動資産合計	1,169,874,382	895,512,482
資産合計	1,169,874,382	895,512,482
負債の部		
流動負債		
未払金	9,138,740	-
未払解約金	17,424,435	11,335,797
その他未払費用	3,915	4,674
流動負債合計	26,567,090	11,340,471
負債合計	26,567,090	11,340,471
純資産の部		
元本等		
元本	386,593,382	268,472,831
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	756,713,910	615,699,180
元本等合計	1,143,307,292	884,172,011
純資産合計	1,143,307,292	884,172,011
負債純資産合計	1,169,874,382	895,512,482

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<ul style="list-style-type: none">・株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。・金融商品取引所に上場されている株式 原則として、金融商品取引所における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場で評価しております。 同計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合には、当該取引所における同計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<ul style="list-style-type: none">・貸借対照表は、2020年12月21日現在のものであります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2019年12月20日現在)	(2020年12月21日現在)
1. 受益権の総数	386,593,382口	268,472,831口
2. 1口当たり純資産額	2.9574円	3.2933円
(1万口当たり純資産額)	(29,574円)	(32,933円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「注記表」及び「附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク（価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(自 2018年12月21日 至 2019年12月20日)	(自 2019年12月21日 至 2020年12月21日)
	当期間の損益に含まれた 評価差額(円)	当期間の損益に含まれた 評価差額(円)
株式	89,804,428	126,930,879
合計	89,804,428	126,930,879

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

本書における開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	(2019年12月20日現在)	(2020年12月21日現在)
期首元本額	522,592,281円	386,593,382円
期中追加設定元本額	17,957,190円	5,365,109円
期中一部解約元本額	153,956,089円	123,485,660円
期末元本額	386,593,382円	268,472,831円
元本の内訳(注)		
いちよしグロス1	386,593,382円	268,472,831円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表（2020年12月21日現在）

(イ) 株式

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価(円)	評価額(円)	備考
株式	日本円	田岡化学工業	1,500	13,540.00	20,310,000	
		第一工業製薬	4,000	4,400.00	17,600,000	
		JCRファーマ	4,900	2,428.00	11,897,200	
		ダイト	4,400	3,700.00	16,280,000	
		ペプチドリーム	4,800	5,360.00	25,728,000	
		昭和電線ホールディングス	10,100	1,726.00	17,432,600	
		RS Technologies	1,600	5,100.00	8,160,000	
		テクノフレックス	11,200	1,043.00	11,681,600	
		小田原エンジニアリング	2,100	3,605.00	7,570,500	
		日進工具	8,000	2,671.00	21,368,000	
		タツモ	7,500	1,428.00	10,710,000	
		日精エー・エス・ビー機械	2,000	6,030.00	12,060,000	
		HPCシステムズ	3,600	2,579.00	9,284,400	
		テクノホライゾン	22,600	766.00	17,311,600	
		アドテック プラズマ テクノロジー	9,000	1,202.00	10,818,000	
		電気興業	5,800	2,734.00	15,857,200	
		エレコム	1,800	5,070.00	9,126,000	
		アンリツ	7,000	2,360.00	16,520,000	
		santec	9,200	1,887.00	17,360,400	
		多摩川ホールディングス	5,600	2,078.00	11,636,800	
		日本電子	4,000	4,595.00	18,380,000	
		インターアクション	3,400	1,895.00	6,443,000	
		フルヤ金属	2,800	5,910.00	16,548,000	
		ラクーンホールディングス	10,400	1,801.00	18,730,400	
		オブティム	7,000	2,883.00	20,181,000	
		SHIFT	1,200	13,970.00	16,764,000	
		リスクモンスター	4,000	2,223.00	8,892,000	
		GMOペイメントゲートウェイ	2,000	14,070.00	28,140,000	
		コムチュア	5,100	2,885.00	14,713,500	
		アイル	8,000	1,492.00	11,936,000	
		東海ソフト	13,000	1,112.00	14,456,000	
		ギフティ	4,000	2,837.00	11,348,000	
		マクアケ	1,400	8,880.00	12,432,000	
		メドレー	2,100	4,875.00	10,237,500	
		JMDC	3,800	5,120.00	19,456,000	
		アルファポリス	2,400	3,160.00	7,584,000	
		グリムス	5,000	2,220.00	11,100,000	
		内外テック	6,000	2,520.00	15,120,000	
		アイケイ	5,000	912.00	4,560,000	
		アークランドサービスホールディングス	8,500	2,200.00	18,700,000	
		スタジオアタオ	30,500	399.00	12,169,500	
		ワークマン	900	8,620.00	7,758,000	
		シルバーライフ	8,000	2,242.00	17,936,000	
イントラスト	17,400	859.00	14,946,600			
イー・ギャランティ	5,100	2,154.00	10,985,400			
ビーネックグループ	12,000	1,138.00	13,656,000			
シグマクシス	7,200	1,800.00	12,960,000			
メドピア	4,400	6,940.00	30,536,000			
ロゼッタ	6,500	2,021.00	13,136,500			
グレイステクノロジー	2,300	7,120.00	16,376,000			
ウェルビー	11,600	1,414.00	16,402,400			

	ライトアップ	4,100	3,490.00	14,309,000	
	共栄セキュリティーサービス	4,000	2,994.00	11,976,000	
	コプロ・ホールディングス	5,400	3,340.00	18,036,000	
	アンビスホールディングス	2,800	5,160.00	14,448,000	
	N e x T o n e	1,900	6,680.00	12,692,000	
合計				812,757,100	

(ロ) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示されております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期中間計算期間（2020年12月22日から2021年6月21日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

2021年8月18日

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているいちよしグロス1の2020年12月22日から2021年6月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、いちよしグロス1の2021年6月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年12月22日から2021年6月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人

は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (2020年12月21日現在)	第20期中間計算期間末 (2021年6月21日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	196,636	-
親投資信託受益証券	884,161,574	845,075,543
未収入金	11,335,797	9,700,000
流動資産合計	895,694,007	854,775,543
資産合計	895,694,007	854,775,543
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,099,450	-
未払受託者報酬	516,452	481,295
未払委託者報酬	8,263,203	7,700,701
その他未払費用	585,813	574,972
流動負債合計	10,464,918	8,756,968
負債合計	10,464,918	8,756,968
純資産の部		
元本等		
元本	403,681,778	371,862,492
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	481,547,311	474,156,083
(分配準備積立金)	339,817,849	313,005,767
元本等合計	885,229,089	846,018,575
純資産合計	885,229,089	846,018,575
負債純資産合計	895,694,007	854,775,543

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期中間計算期間 (自 2019年12月21日 至 2020年 6月20日)	第20期中間計算期間 (自 2020年12月22日 至 2021年 6月21日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△16,006,225	42,094,142
営業収益合計	△16,006,225	42,094,142
営業費用		
受託者報酬	507,852	481,295
委託者報酬	8,125,513	7,700,701
その他費用	584,187	574,978
営業費用合計	9,217,552	8,756,974
営業利益又は営業損失 (△)	△25,223,777	33,337,168
経常利益又は経常損失 (△)	△25,223,777	33,337,168
中間純利益又は中間純損失 (△)	△25,223,777	33,337,168
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△5,185,996	2,774,088
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	574,007,129	481,547,311
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,724,957	42,009
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,724,957	42,009
剰余金減少額又は欠損金増加額	64,311,618	37,996,317
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	64,311,618	37,996,317
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	491,382,687	474,156,083

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第19期 (2020年12月21日現在)	第20期中間計算期間末 (2021年6月21日現在)
1. 受益権の総数	403,681,778口	371,862,492口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,1929円 (21,929円)	2,2751円 (22,751円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第19期 (2020年12月21日現在)	第20期中間計算期間末 (2021年6月21日現在)
期首元本額	570,664,029円	403,681,778円
期中追加設定元本額	2,827,443円	32,945円
期中一部解約元本額	169,809,694円	31,852,231円

(参考)

中小型成長株マザーファンド

当ファンドは、「中小型成長株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、2021年6月21日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

	(2020年12月21日現在)	(2021年6月21日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	82,551,782	56,644,812
株式	812,757,100	795,734,200
未収配当金	203,600	2,396,980
流動資産合計	895,512,482	854,775,992
資産合計	895,512,482	854,775,992
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,335,797	9,700,000
その他未払費用	4,674	3,347
流動負債合計	11,340,471	9,703,347
負債合計	11,340,471	9,703,347
純資産の部		
元本等		
元本	268,472,831	244,977,836
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	615,699,180	600,094,809
元本等合計	884,172,011	845,072,645
純資産合計	884,172,011	845,072,645
負債純資産合計	895,512,482	854,775,992

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<ul style="list-style-type: none">・株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。・金融商品取引所に上場されている株式 原則として、金融商品取引所における開示対象ファンドの中間計算期間末日の最終相場で評価しております。 同中間計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合には、当該取引所における同中間計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<ul style="list-style-type: none">・貸借対照表は、2021年6月21日現在のものであります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2020年12月21日現在)	(2021年6月21日現在)
1. 受益権の総数	268,472,831口	244,977,836口
2. 1口当たり純資産額	3.2933円	3.4496円
(1万口当たり純資産額)	(32,933円)	(34,496円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	(1) 株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

本書における開示対象ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	(2020年12月21日現在)	(2021年6月21日現在)
期首元本額	386,593,382円	268,472,831円
期中追加設定元本額	5,365,109円	909,350円
期中一部解約元本額	123,485,660円	24,404,345円
期末元本額	268,472,831円	244,977,836円
元本の内訳 (注)		
いちよしグロース1	268,472,831円	244,977,836円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2021年7月30日現在)

I 資産総額	826,956,642円
II 負債総額	1,752,446円
III 純資産総額 (I - II)	825,204,196円
IV 発行済数量	358,840,083口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV) (1万口当たり純資産額)	2.2996円 (22,996円)

(参考) 中小型成長株マザーファンド

(2021年7月30日現在)

I 資産総額	826,961,357円
II 負債総額	4,230円
III 純資産総額 (I - II)	826,957,127円
IV 発行済数量	236,665,515口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	3.4942円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 投資信託受益証券の名義書換等
該当事項はありません。
なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- (2) 受益者等に対する特典
ありません。
- (3) 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (4) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 償還金
償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。
- (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱について
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2021年8月末現在）

資本金 7億9,500万円
 発行可能株式総数 20,000株
 発行済株式総数 15,900株

最近5年間に於ける主な資本金の額の増減

最近5年間に於ける資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構（2021年8月末現在）

① 取締役会

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、増員または補欠によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とします。

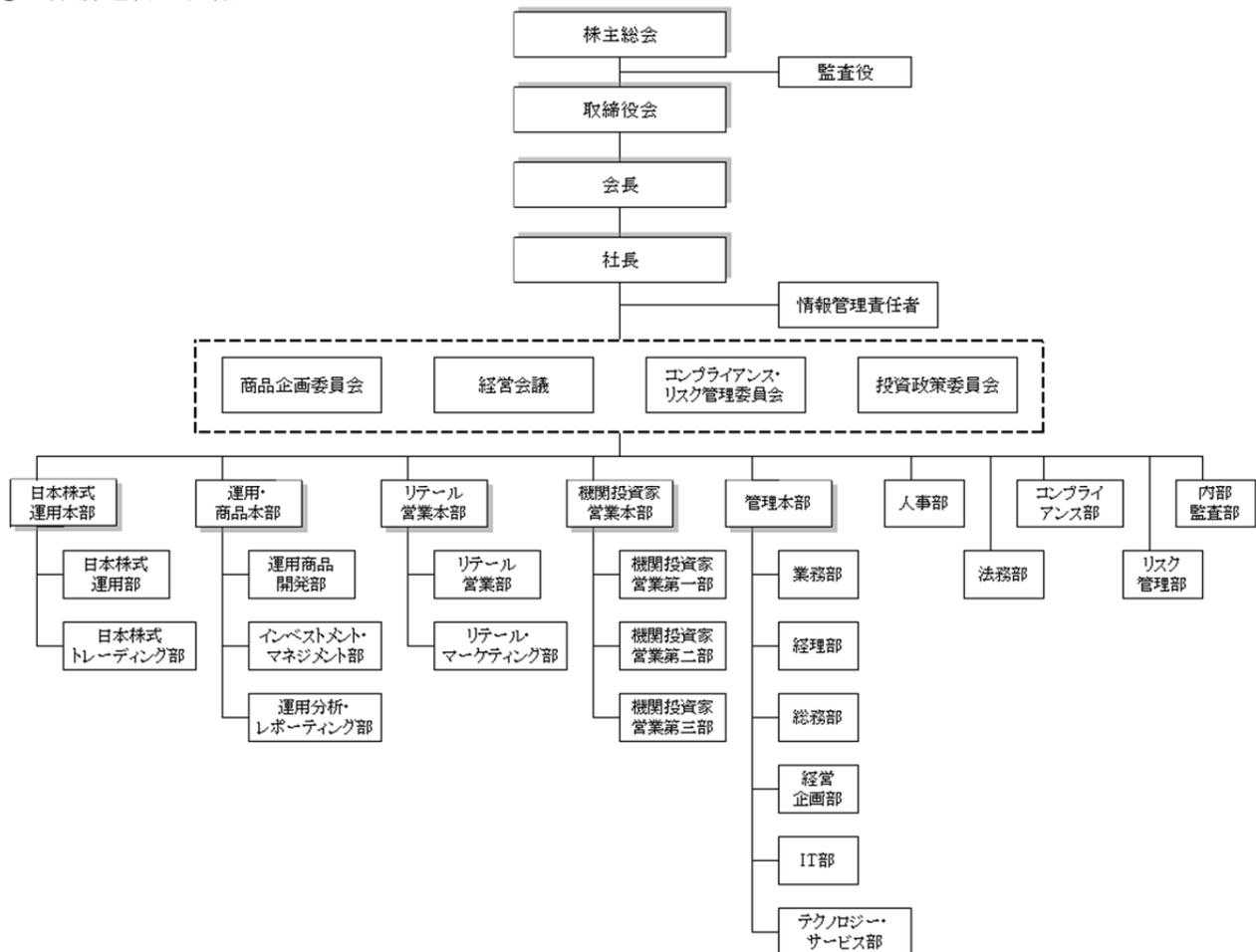
取締役会はその決議により、取締役中より代表取締役を選定し、取締役の中から役付取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役にさしつかえがあるときは、招集については管理担当取締役が、議長には、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は会日の一週間前までに発送します。また、取締役および監査役の方の同意があるときは、特定の取締役会についてこの招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当社の重要な業務の執行について決定します。

取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その全員一致をもってこれを行います。

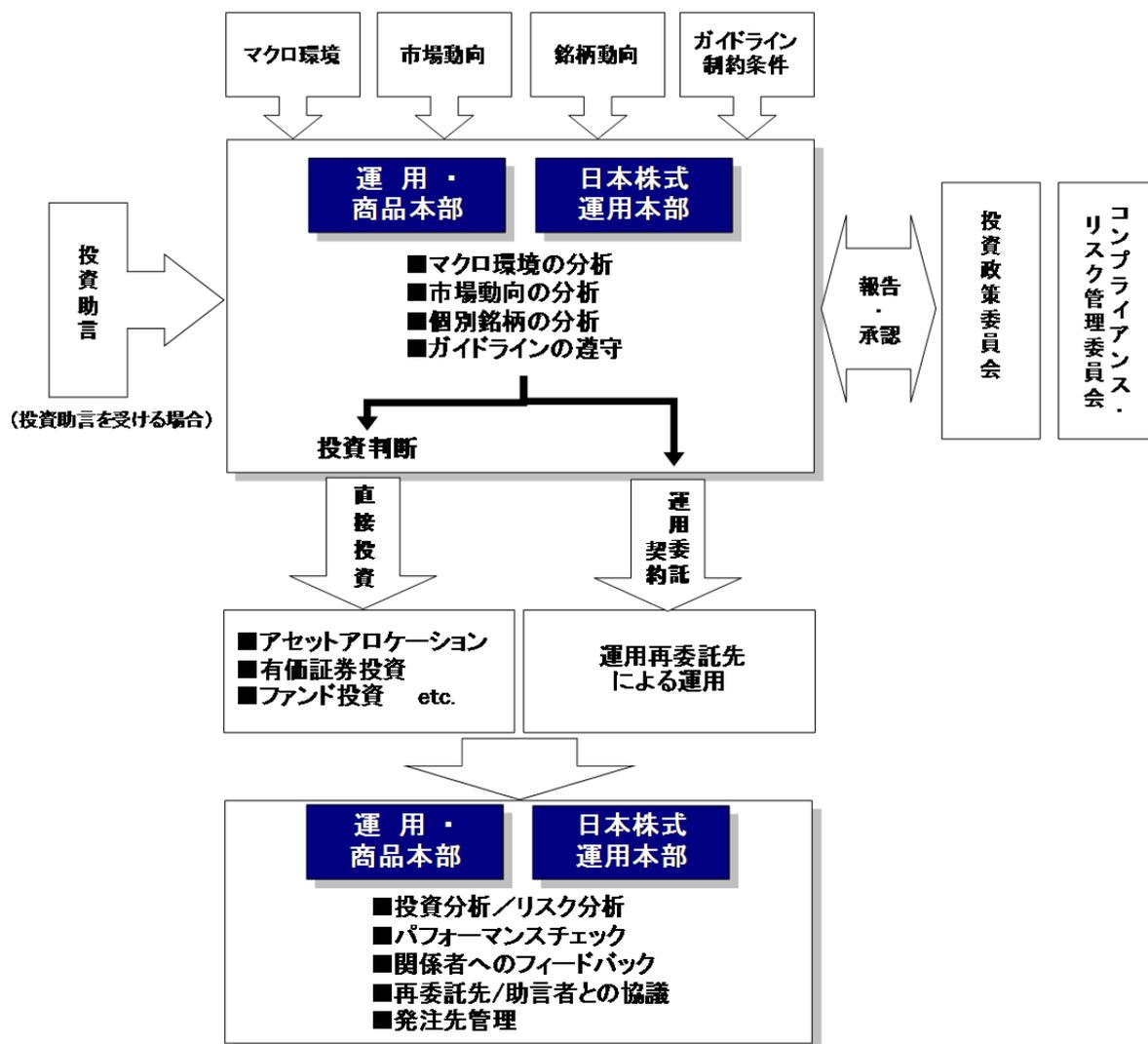
② 業務運営の組織



取締役会は、委託会社の業務執行に関する重要事項を決定します。代表取締役は、委託会社を代表し、全般の業務執行について統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、監査役は、会計監査および業務監査を行います。

(注) 上記の組織図は2021年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

③ 運用体制



- ・原則として毎月開催される投資政策委員会において、ファンドの運用ならびにファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象、投資制限および運用委託契約に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
 - ・BNYメロン・グループ（「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション」の傘下にある運用会社等のグループ企業）のリサーチ力・運用ノウハウを活用します。
- (注) 上記の運用体制は2021年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。2021年7月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 (百万円)
公募証券投資信託	18	189,914
追加型株式投資信託	18	189,914
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
私募証券投資信託	14	829,587
合計	32	1,019,501

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2020年4月1日至 2021年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
3. 財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年6月7日

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三上和彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,342,771	6,586,682
未収委託者報酬	938,538	794,196
未収運用受託報酬	5,305,931	2,756,632
未収収益	163,040	258,028
未収入金	19,979	35,336
未収消費税等	-	147,501
前払費用	58,390	37,147
仮払金	6,861	16,664
流動資産計	11,835,514	10,632,190
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	*1 1,056	*1 895
有形固定資産計	1,056	895
無形固定資産		
ソフトウェア	17,070	-
無形固定資産計	17,070	-
投資その他の資産		
投資有価証券	1,849	2,483
長期差入保証金	120,832	146,496
繰延税金資産	236,733	253,418
投資その他の資産計	359,415	402,398
固定資産計	377,542	403,293
資産合計	12,213,056	11,035,484
負債の部		
流動負債		
未払金	164,611	175,027
未払費用	4,865,779	2,423,246
預り金	150,769	121,266
仮受金	17,197	24,747
未払法人税等	249,795	440,905
未払消費税等	202,105	-
賞与引当金	155,329	117,511
流動負債計	5,805,588	3,302,705
固定負債		
退職給付引当金	485,404	516,256
固定負債計	485,404	516,256
負債合計	6,290,993	3,818,961
純資産の部		
株主資本		
資本金	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金	695,000	695,000
資本剰余金合計	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,432,167	5,726,187
利益剰余金合計	4,432,167	5,726,187
株主資本合計	5,922,167	7,216,187
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 104	335
評価・換算差額等合計	△ 104	335
純資産合計	5,922,063	7,216,523
負債・純資産合計	12,213,056	11,035,484

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,443,591	3,830,065
運用受託報酬	7,698,964	6,166,840
その他営業収益	857,216	912,320
営業収益計	13,999,773	10,909,226
営業費用		
支払手数料	2,322,911	1,572,346
広告宣伝費	80,545	45,027
調査費	7,465,799	4,857,216
通信費	4,881	6,498
印刷費	9,324	8,668
協会費	14,971	14,046
その他の営業雑経費	5,544	5,800
営業費用計	9,903,977	6,509,603
一般管理費		
役員報酬	100,800	96,657
給与・手当	1,059,503	1,011,475
賞与引当金繰入額	155,329	117,511
賞与	375,949	295,274
退職給付費用	103,292	110,383
交際費	3,817	110
旅費交通費	31,624	2,695
租税公課	44,491	51,586
不動産賃借料	192,746	199,388
事務委託費	475,787	450,358
固定資産減価償却費	18,017	17,231
諸経費	152,735	131,235
一般管理費計	2,714,095	2,483,908
営業利益	1,381,700	1,915,714
営業外収益		
受取利息	194	24
受取配当金	82	418
為替差益	-	24,655
雑収入	1,218	1,220
営業外収益計	1,495	26,319
営業外費用		
支払利息	2	-
為替差損	17,792	-
営業外費用計	17,794	-
経常利益	1,365,401	1,942,033
特別損失		
特別退職金	-	48,000
特別損失計	-	48,000
税引前当期純利益	1,365,401	1,894,033
法人税、住民税及び事業税	463,129	616,893
法人税等調整額	△ 22,354	△ 16,878
法人税等合計	440,774	600,014
当期純利益	924,626	1,294,019

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	795,000	695,000	3,507,540	4,997,540	278	4,997,819
当期変動額						
当期純利益			924,626	924,626		924,626
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					△ 383	△ 383
当期変動額合計	-	-	924,626	924,626	△ 383	924,243
当期末残高	795,000	695,000	4,432,167	5,922,167	△ 104	5,922,063

当事業年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	795,000	695,000	4,432,167	5,922,167	△ 104	5,922,063
当期変動額						
当期純利益			1,294,019	1,294,019		1,294,019
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					440	440
当期変動額合計	-	-	1,294,019	1,294,019	440	1,294,459
当期末残高	795,000	695,000	5,726,187	7,216,187	335	7,216,523

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 15年～20年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」
(企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」
(企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
器具備品	2,506千円	2,668千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-		-		15,900 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-		-		15,900 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に投資信託委託業務、投資顧問業務及び投資一任契約に関する業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬の管理はきわめて重要であると認識しております。

事業推進目的のために自社設定の投資信託への投資を行っており、これらの運用方針につきましては取締役会へ報告を行い、管理しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

投資有価証券の市場リスクについては、時価を定期的に把握することで管理を行っております。為替リスクについては、一定限度を超える預金残高について円転を行う等により管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払を実行できなくなるリスク) の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,342,771	5,342,771	-
(2) 未収委託者報酬	938,538	938,538	-
(3) 未収運用受託報酬	5,305,931	5,305,931	-
(4) 投資有価証券 その他の有価証券	1,849	1,849	-
資産計	11,589,089	11,589,089	-
(1) 未払費用	4,865,779	4,865,779	-
負債計	4,865,779	4,865,779	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	6,586,682	6,586,682	-
(2) 未収委託者報酬	794,196	794,196	-
(3) 未収運用受託報酬	2,756,632	2,756,632	-
(4) 投資有価証券 その他の有価証券	2,483	2,483	-
資産計	10,139,993	10,139,993	-
(1) 未払費用	2,423,246	2,423,246	-
負債計	2,423,246	2,423,246	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは、短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

負 債

(1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	5,342,771	-	-	-
未収委託者報酬	938,538	-	-	-
未収運用受託報酬	5,305,931	-	-	-
合 計	11,587,240	-	-	-

当事業年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	6,586,682	-	-	-
未収委託者報酬	794,196	-	-	-
未収運用受託報酬	2,756,632	-	-	-
合 計	10,137,510	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2020年3月31日)

(単位：千円)

区 分	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,849	2,000	△ 151
	小 計	1,849	2,000	△ 151
合 計		1,849	2,000	△ 151

当事業年度 (2021年3月31日)

(単位：千円)

区 分	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	2,483	2,000	483
	小 計	2,483	2,000	483
合 計		2,483	2,000	483

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
退職給付引当金期首残高	423,795千円	485,404千円
退職給付費用	79,102千円	87,004千円
退職給付の支払額	△17,493千円	△56,153千円
退職給付引当金期末残高	485,404千円	516,256千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	79,102千円	87,004千円
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	24,190千円	23,378千円
退職給付費用	103,292千円	110,383千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	11,118 千円	19,218 千円
未払事業税	8,522 "	13,156 "
未払特別法人事業税	6,330 "	12,049 "
賞与引当金	47,561 "	35,981 "
退職給付引当金	148,830 "	158,077 "
投資有価証券	46 "	- "
敷金償却	14,287 "	15,081 "
税務上の繰延資産	255 "	- "
繰延税金資産合計	236,733 千円	253,566 千円
繰延税金負債		
投資有価証券	- 千円	148 千円
繰延税金負債計	- 千円	- 千円
繰延税金資産の純額	236,733 千円	253,418 千円

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	%	%
(調整)	30.6	30.6
住民税均等割	0.2	0.1
役員賞与	1.4	0.9
交際費否認	0.1	0.0
その他	0.0	0.1
税効果適用後の法人税等の負担率	32.3	31.7

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	5,443,591	7,698,964	857,216	13,999,773

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
9,839,598	631,005	3,523,542	5,625	13,999,773

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	3,424,589	投資運用業
A社 (注)	3,873,310	投資運用業

(注) A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	3,830,065	6,166,840	912,320	10,909,226

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
6,151,657	1,116,781	3,635,101	5,685	10,909,226

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	3,428,373	投資運用業
A社(注)	1,703,063	投資運用業

(注) A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 ケイマン 諸島	\$0.001	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の収入 (注1)	3,185,317	未収運用 受託報酬	848,504
親会社の子会社	メロン・ インベストメント・ コーポレーション	米国 ボストン	\$0.5	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	2,202,814	未払費用	490,110
親会社の子会社	インサイト・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	£46	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	722,459	未払費用	360,599
親会社の子会社	ウォルター・スコット アンド パートナーズ・ リミテッド	英国 エジンバラ	£0.025	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	3,612,165	未払費用	3,420,679

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 ケイマン 諸島	\$0.001	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の収入 (注1)	3,189,102	未収運用 受託報酬	816,918
親会社の子会社	メロン・ インベストメント・ コーポレーション	米国 ボストン	\$0.5	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	1,629,098	未払費用	357,185
親会社の子会社	インサイト・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	£46	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	2,168,109	未払費用	1,446,800

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

2. 親会社に関する注記

BNYメロン・インベストメント・マネジメント(APAC)ホールディングス・リミテッド(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	372,456円80銭	453,869円38銭
1株当たり当期純利益金額	58,152円63銭	81,384円89銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
当期純利益 (千円)	924,626	1,294,019
普通株式に係る当期純利益 (千円)	924,626	1,294,019
期中平均株式数	15,900	15,900

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更等
定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

信託約款

いちよしグロース1 運用の基本方針

約款第22条に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

当ファンドは、わが国の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として「中小型成長株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通してわが国の株式に投資します。

(2) 投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、わが国の JASDAQ 市場および新興企業等を対象とした市場（東証マザーズ等）で取引されている株式ならびにわが国の証券取引所に上場している中小型株の中から、「ボトムアップ・アプローチ」により、成長性が高く、かつ株価水準が割安であると判断される銘柄を厳選して投資を行うことを基本とします。
- ② 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ③ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ④ 信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券の投資割合には制限を設けません。
- ② 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含みます。）の組入れ比率は、原則として信託財産総額の70%以上とします。
- ③ マザーファンドの受益証券を除く投資信託証券（上場投資信託証券を除く。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入（繰越分を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針について

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
いちよしグロース1
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第21条の2および第32条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金2,208,230,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金500億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成33年12月20日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については2,208,230,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第30条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者が予めこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することがで

きるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含まず。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込に応じることができるものとし、ただし、販売会社と、別に定める自動継続投資約款にしたがって契約（以下「自動継続投資契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとし、この約款において「自動継続投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動継続投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動継続投資契約」は当該別の名称に読替えるものとし、

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ別に定めるものとし、

⑤ 前2項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた販売会社でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、当該取得申込総額のうち当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する金額（以下「償還金取得額」といいます。）については、取得申込日の基準価額とし、当該取得申込総額のうち償還金取得額を超える金額については、前項に定める当該取得申込総額に適用される手数料率により算出された手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込日の基準価額に加算した価額とします。なお、販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑥ 前3項の規定にかかわらず、販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った販売会社で、当該信託の信託終了日の6ヵ月以内に当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金ををもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の手数料率を独自に定めることができます。なお、販売会社は、当該受益者に対し、買取請求にかかる売却代金または一部解約金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑦ 第1項の規定にかかわらず、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込みを延期または中止すること、ならびにすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

⑧ 第3項から第6項までの規定にかかわらず、自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑨ この約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

第13条 <削除>

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし、

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口

数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 <削除>

第17条 <削除>

第18条 <削除>

第19条 <削除>

（投資の対象とする資産の種類）

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。）
 - 金銭債権
 - 約束手形
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

（運用の指図範囲等）

第21条 委託者は、信託金を、主としてBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託である「中小型成長株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の本邦通貨表示の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、マザーファンドを除く私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

- 株券または新株引受権証書
- 国債証券
- 地方債証券
- 特別の法律により法人の発行する債券
- 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- コマーシャル・ペーパー
- 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または

証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第21条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条ならびに第21条第1項および第2項に定める資産への投資を行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第24条から第30条まで、第37条および第38条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第23条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

（信用取引の指図範囲）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図・範囲）

第25条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価する

ものとしします。

- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

(金利先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第27条の2 委託者は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとしします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとしします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとしします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとしします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

(公社債の借入れ)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとしします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(外貨建資産への投資制限)

第31条 外貨建資産への投資は行わないものとしします。

(信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとしします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとしします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為

に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第33条 <削除>

(混蔵寄託)

第34条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

第35条 <削除>

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第36条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第37条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドにかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第38条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第41条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第42条 この信託の計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第1期の計算期間は、平成13年12月26日から平成14年12月20日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第44条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以

下、本条第2項および第3項の費用を含めて「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表の監査費用は受益者の負担とし、信託財産の純資産総額に年0.005%の率を乗じて得た金額(ただし、当該金額が年間60万円未満の場合は年間60万円を下限とし、年間180万円を超える場合は年間180万円を上限とします。)とし、原則として第42条に定める計算期間を通じて毎日計上します。
- ③ 委託者による信託財産の管理、運営にかかる費用(目論見書等の作成、印刷および交付費用、受益証券作成および印刷費用ならびに公告費用等を含みます。)は、信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額を上限として、第42条に定める計算期間を通じて毎日計上します。
- ④ 前2項の費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から当該費用にかかる消費税相当額とともに支弁するものとします。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の170の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の処理方法)

第46条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第47条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第48条第4項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第48条第5項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資)

第48条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、平成19年1月4日以降においても、第49条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 前項の規定にかかわらず第50条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、第50条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 第1項および第3項から前項までに規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平

均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第49条 受益者が収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第50条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(受益権の買取り)

第50条の2 販売会社は、受益者の請求があるときは、受益者の有する受益権につき販売会社が定める単位をもって、その受益権を買取ることができます。

- ② 前項の場合、受益権の買取り価額は、買取り請求日の基準価額から、当該買取りに関して販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する額を控除した価額とします。
- ③ 販売会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者と販売会社との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することができます。
- ④ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は当該買取り中止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取り価額は、当該買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第50条の3 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第51条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託

者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および販売会社の協議により決定するものとします。

(信託期間の延長)

第57条の2 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第57条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

<https://www.bnymellonam.jp/>

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第19条の規定および受益権と読替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第2条 第27条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年12月26日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号富士ビルディング
メロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号
東洋信託銀行株式会社

《ご参考》

親投資信託 中小型成長株マザーファンド 運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

当ファンドは、わが国の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の証券取引所に上場およびそれに準ずる市場で取引されている中小型株式を主な投資対象とします。

(2) 投資態度

①株式への投資にあたっては、わが国のJASDAQ市場および新興企業等を対象とした市場（東証マザーズ等）で取引されている株式ならびにわが国の証券取引所に上場している中小型株の中から、「ボトムアップ・アプローチ」により、成長性が高く、かつ株価水準が割安であると判断される銘柄を厳選して投資を行うことを基本とします。

②「いちよしアセットマネジメント株式会社」と投資顧問契約を締結し、同社の運用助言を受けます。

③資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

④国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑤信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の組入れ比率は原則として信託財産総額の70%以上とします。

②投資信託証券（上場投資信託証券を除く。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③外貨建資産への投資は行いません。

④一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

用語集（五十音順）

一般コース	収益の分配時に収益分配金を受け取るコースです。
運用報告書	ファンドの決算および償還時に、計算期間中の有価証券売買状況など運用経過のほか、信託財産の内容等を説明するために作成される報告書です。運用状況に関して極めて重要な事項が記載され、販売会社を通じて、ファンドを保有している全受益者の皆様に交付される「交付運用報告書」と、より詳細な運用状況等を含めて記載され、受益者の皆様からの請求に応じて交付する「運用報告書（全体版）」があります。
元本払戻金 （特別分配金）	収益分配落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、下回る部分に相当する収益分配金額が元本払戻金（特別分配金）となります。
基準価額	信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの価額です。通常は1万口当たりで表示されます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。
金融商品取引所	金融商品取引法で規定されている金融商品取引所、外国金融商品市場などをいいます。単に「取引所」という場合もあります。
契約型投資信託	委託会社（投資信託会社）と受託会社（受託銀行）が信託契約を締結し、それによって生じた受益権を分割し、それを受益者が取得する形態の投資信託です。
個別元本	受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
自動継続投資コース	収益の分配時に、収益分配金を自動的に再投資するコースです。収益分配金は税引き後、無手数料にて再投資されます。
収益分配金	ファンドの計算期間終了後に、収益分配方針に基づいて受益者に支払われるファンドの収益のことです。なお、委託会社の判断により、収益の分配を行わない場合もあります。
純資産総額	信託財産に属する資産を時価評価して得た資産総額から負債総額を控除した額をいいます。
信託報酬	ファンドの運営や管理などに対する対価として、委託会社・受託会社・販売会社が受取る報酬のことです。信託報酬はファンドごとに決められた料率によって日々計算され、信託財産から支払われます。
投資信託説明書 （目論見書）	ファンドの投資目的や運用方針、リスク、費用等、ファンドのお申込みに際して必要な情報が詳しく記載されている説明書、金融商品取引法上の目論見書のことです。投資判断に必要とされる基本的な情報が記載され、投資家の皆様に必ず交付しなければならない「交付目論見書」と、有価証券届出書の情報が記載され、投資家の皆様からの請求に応じて交付する「請求目論見書」があります。
販売会社	ファンドの募集等の取扱いをする、窓口となる会社のことです。具体的には金融商品取引法で規定する第一種金融商品取引業者、登録金融機関などです。
ファミリーファンド 方式	受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みのことです。
普通分配金	収益分配落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額または上回る場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。また、収益分配落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回る部分に相当する収益分配金を控除した額が普通分配金となります。